

法改正のはざまに揺れる現場

4月以前の事例に遡及なし

今年4月に施行する改正廃棄物処理法では、特に悪質な違反を除き、許可を取り消された法人の役員が業務する他の法人に遡及しないように欠格要件の規定が合理化される。悪質性が重大でない場合とは、▽道路交通法などの他法に違反した薬物刑、罰金▽廃棄物処理法で刑罰が軽い違法▽破壊、なすを想定しているが、他の規定も同様に改正前の事例には遡及（さきさき）しない。倒産などが要因となった許可の取り消しも相次ぐ中、法改正のはざまに苦慮する事業者、自治体は少なくない。（関連記事一面に掲載）

破産による連鎖も相次ぐ

2008年11月、コンクリート塊の破砕事業を行うA社の処分業許可が取り消された。

A社の社長（当時）が役員を務めていた別の建設会社が同年4月、破産手続きを開始。これが廃棄物処理法の欠格要件に該当し、この建設会社が取得していた産業廃棄物処分業許可が取り消された。

A社は、力所の自治体で処分業許可を取得していたが、相次いで取り消されている。

今回の改正では、廃棄物処理法の悪質性が高い場合は一次連鎖、重なる場合は欠格要件の規定の合理化が図られる。

そもそも欠格要件に関する議論の背景には、「従来は家族経営を併せている中小零

細企業が多かった産業廃棄物処理業界において、製造事業者等の参入等を要機として、経営の多角化、経営の多角化、多角化、経営の多角化などが今後進む可能性が生じている（中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会資料）という指摘がある。

得ていた。この異変は08年に▽マフネスの虚偽記載▽同記載義務違反▽帳簿の保存なし、を理由に30日間の事業停止の行政処分を受けたが、異担当者は「2010年11月に事業の廃止届が出されている」と話す。

一方、B社の業許可を取り消したの市は、09年4月に中核市に移行した。B社の許可は権限移行に伴う「みなし許可」だった。みなし許可は次回更新時まで特別な申請は必要なく、「市が許可権者になつたことを知らなかった」という。B社の廃止届が出された時点で、C社も欠格要件の対象になつてしまつた。

C社は、ほかにも中核市の廃棄物処理法の別の特典も取得していた。ちなみに、関連会社は東北地域で処分業許可を取得しているが、異担当者は「役員は兼任はないうた」という。各員の対応は大きく分かれている。

中核市のある県のC社の収集運搬業、処分業の許可は年明けに公

表（行政処分は12月16日付け）された。別の異変が、これは最終処分場の許可となる。この異担当者は埋め立ては終了しており、昨年11月に業許可は返上されている。ただし、施設の設置許可は残っている状況。廃止に向けた維持管理を行わなければならない（取り消しはいつになるかは分からない）という。

設置者不在の処分場の行方

設置者が不在となつた最終処分場について、産業廃棄物処理制度専門委員会でも議論が挙がった。

同委員会の最終報告には、「最終処分場は埋立処分終了後も、都道府県等から廃止の確約を受けるまでは浸出液の処理等の維持管理が必要となる。このため、施設許可を取り消されたときや破産したとき等施設設置者が不在となった場合、許可が取り消された施設設置者およびその役員、破産管理人等に、管理する必要がある状態となるまで基準に従った継続的な管理を行わせるべき」とある。

い者については許可を取り消すまたは罰則を設け、維持管理費用の確保を確保し「すべき」と提言している。

これを受けて今回の改正では、①最終処分場の設置許可を取り消された者、その承継人（旧設置者等）は、最終処分場が廃止基準に適合すると都道府県知事に確認されるまで維持管理を行う義務を有する。維持管理積立金を取り戻せる者に、最終処分場の設置者だった者、その承継人を追加③市町村長または都道府県知事が行政執行として、維持管理の

ための生活環境保全上の支障除去を行った場合には、設置者等に替わって維持管理積立金を直接取り戻すことができる④都道府県知事は、維持管理積立金の積立義務に違反した場合、設置許可を取り消すことができる、という規定を追加する。

つまり現状では、設置許可が取り消された場合に、事業者が維持管理を求めると法合根拠はなく、行政執行で維持管理積立金を取り戻せない。このため、この県では設置許可を取り消すことができないでいるのだ。

ここで壁はなっているのは、「行政処分の指針について」08年8月12日、環境省第0508-2009号の通知。産業廃棄物処理法の使用の停止、設置許可の取り消しなど、法が許可を取り消す場合として定める要件に該当するならば、必要な改善を講じていることが不可能であることが判断されるに至った場合は、速やかに許可を取り消す等の措置を求めている。

施行日まで残り2カ月。一部の関係者は法改正のはざまに立たされている。